

資料3-22 水浴場水質判定基準

1. 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、C O D 又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、C O D 及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。
 - ・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
 - ・各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
 - ・各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
 - ・これら以外のものを「水質C」とする。

項目区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	C O D	透明度
適	水質AA 不検出 (検出限界 2個／100ml)	油膜が認められない	2 mg／1 以下 (湖沼は 3 mg／1 以下)	全透 (1 m以上)
	水質A 100個／100ml 以下	油膜が認められない	2 mg／1 以下 (湖沼は 3 mg／1 以下)	全透 (1 m以上)
可	水質B 400個／100ml 以下	常時は油膜が認められない	5 mg／1 以下	1 m未満 ～50cm以上
	水質C 1,000個／100ml 以下	常時は油膜が認められない	8 mg／1 以下	1 m未満 ～50cm以上
不適	1,000個／100ml を超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg／1 超	50cm未満*
測定方法	付表1の第1又は第2に定める方法	目視による観察	日本工業規格 K0102 の17に定める方法	付表2に定める方法

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度(*の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因是評価の対象外とすることができる。

2. 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

- (1) 「水質B」又は「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個／100ml を超える測定値が1以上あるもの。
- (2) 常時油膜が認められたもの。